

鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施要綱（令和2年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年厚生労働省告示第196号」を「令和6年厚生労働省告示第168号」に改める。

第3条ただし書中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第5条第1項中「同じ。）」の次に「又は介護予防支援（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）」を加える。

第6条中「介護予防ケアマネジメント」を「介護予防ケアマネジメント等」に、「ケアプラン」を「介護予防ケアマネジメント計画又は介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアマネジメント計画等」という。）」に改める。

第7条中「の一部」を削り、「介護予防ケアマネジメントを行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）」を「介護予防ケアマネジメント等を行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者等」という。）」に、「当該介護予防ケアマネジメント事業者」を「当該介護予防ケアマネジメント事業者等」に改める。

第14条第1項中「介護予防ケアマネジメント事業者」を「介護予防ケアマネジメント事業者等」に改める。

第15条中「の一部」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。